

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三宅町長 森田 浩司

市町村名 (市町村コード)	三宅町 (29362)	
地域名 (地域内農業集落名)	但馬 (全域)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 10日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、近鉄田原本線北側とかんでん川周辺に水田が広がっており、一部の放棄地を除き水稻栽培を中心とした耕作が行われている。現状3名の耕作者に地域内農地の約30%が集約されているが、畦畔の除去等の区画整備が進んでいないため作業効率が非常に悪く、大規模に預かる耕作者にとって足かせとなっている。 また当地区においては、耕作者(所有者)の平均年齢が68.3歳で耕作者のうち60代以上が占める割合が77.8%と高齢化が進んでおり、離農や後継者不在等により今後耕作放棄地化する可能性のある農地について所有者の意向をふまえつつ、現在の3名の耕作者へ集約または新たな担い手または耕作者の発掘を進めていく必要がある。
【地域の基礎的データ】 耕作者(所有者):27人(うち50歳代以下6人) 主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地のほぼ全域を占める水田について、地域の中心となる耕作者へ集積・集約化を進めていく。集約を進めるにあたり耕作者より要望のある畦畔を除去し農地を大区画化する等の整備について、実施に向けた進め方を考えていく 他、耕作者の作業効率改善や負担を軽減するための手法について検討する。また、地域における農業の方向性について、JAや土地改良区も交えて行う今後の協議を通じて継続的に議論をしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域である近鉄田原本線北側とかんでん川周辺に広がる2ヶ所の一団の農地をエリアとして設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の中心となる耕作者の経営意向を汲みながら、後継者不在等により農業上の利用を行う意思の無い地域内の農地を段階的に集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構と連携し地域内外問わず農地の借受希望者の情報収集を行い、農地所有者(貸付者)の意向を把握した上で、担い手または耕作者とのマッチングを図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の中心となる耕作者のニーズを踏まえ、畦畔を除去し農地の区画化等の整備の実施に向けた進め方を考えていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や農地中間管理機構、JA等と連携し、地域内外問わず担い手または耕作者を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
担い手または耕作者の確保が困難な場合は、必要に応じてJA等の農作業委託を活用し、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				